

田辺市意見公募手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の重要な施策等の形成過程における意見公募手続（パブリックコメント手続）の実施に関し必要な事項を定めることにより、市政の公正の確保及び透明性の向上並びに市民との協働の機会の拡大を図り、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「パブリックコメント手続」とは、市の重要な施策の形成過程において、当該施策の案を公表し、市民等からの意見の提出を広く求め、提出された有益な意見を考慮して意思決定を行う手続をいう。

2 この要綱において、「実施機関」とは、市長（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

(パブリックコメント手続の対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の施策等（以下「施策等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本構想等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における計画の策定、その他基本的な事項を定める計画の策定
- (2) 市民の権利を制限し、又は義務を課す等市民生活に直接かつ重大な影響を与える条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項を除く。）の制定及び改廃
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要があると認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、施策案のうち次の各号のいずれかに該当するものについては、パブリックコメント手続の対象としないことができる。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 法令又は条例の規定によりパブリックコメント手続に準じた手続を実施して定めることとされているもの
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により直接請求により議会に付議するもの
- (4) 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準じる機関が、次条から第7条までの規定に準じた手続

を経て策定した報告、答申等に基づき、施策等の策定を行うもの
(5) 実施機関の裁量の余地がないと実質的に認められるもの
(施策等案の公表等)

第5条 実施機関は、施策等の意思決定を行う前の適切な時期に施策等案（以下「施策等案」という。）とともに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 施策等案の題名、趣旨及び概要
 - (2) 施策等案に関連する資料
 - (3) 市民等からの意見等（以下「意見等」という。）の提出期間、提出先及び提出方法
- 2 前項の規定による公表は、市長が指定する場所での閲覧及び配布並びに広報紙、ホームページを利用した閲覧等の方法により行うものとする。

(意見等の提出)

第6条 意見等の提出期間は、原則として30日以上とし、実施機関が定めるものとする。
ただし、緊急その他やむを得ない事情があると認めるときは、この期間を短縮することができる。

2 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が認める方法

3 意見等を提出しようとするときは、原則として住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を明記しなければならない。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、施策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により施策等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、田辺市情報公開条例（平成17年田辺市条例第15号）第7条各号に規定する不開示情報は除く。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見等に対する市の考え方
- (3) 施策等案を修正した場合における当該修正内容

3 第5条第2項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(一覧表の作成等)

第8条 実施機関は、パブリックコメント手続を行っている施策等案の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧等の方法により公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。